

# 企業価値担保権実行手続規則（原文は縦書き）

令和八年四月二二日最高裁判所規則第七号

企業価値担保権実行手続規則を次のように定める。

企業価値担保権実行手続規則

## 目次

第一章	総則（第一条—第十一条）
第二章	実行手続開始の申立て（第十二条—第十六条）
第三章	実行手続開始の決定及びこれに伴う効果等
第一節	実行手続開始の決定（第十七条・第十八条）
第二節	管財人（第十九条—第二十三条）
第四章	配当債権
第一節	劣後債権等の届出（第二十四条—第二十九条）
第二節	配当債権の調査及び確定（第三十条—第三十八条）
第五章	換価（第三十九条・第四十条）
第六章	配当
第一節	通則（第四十一条）
第二節	最後配当（第四十二条—第四十四条）
第三節	簡易配当（第四十五条・第四十六条）
第四節	同意配当（第四十七条）
第五節	中間配当（第四十八条・第四十九条）
第七章	実行手続の終了（第五十条）
第八章	雑則（第五十一条）
	附則

## 第一章 総則

（申立ての方式等）

第一条 実行手続に関する申立て、届出、申出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、口頭で同項の報告をすることを許可することができる。ただし、第四十一条第一項、第四十二条（第四十六条、第四十七条及び第四十九条において準用する場合を含む。）及び第四十八条第一項の規定による報告については、この限りでない。

- 3 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。
- 4 裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（申立書の記載事項等）

第二条 実行手続に関する申立書（実行手続開始の申立書を除く。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
  - 二 申立ての趣旨
- 2 前項の申立書には、同項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 申立てを理由付ける具体的な事実
  - 二 立証を要する事由ごとの証拠
  - 三 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）
- 3 第一項の申立書には、立証を要する事由についての証拠書類の写しを添付するものとする。
- 4 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「法」という。）第一百四十四条第一項に規定する配当債権査定申立て又は価額決定の申立て（法第一百四十六条第一項に規定する価額決定の申立てをいう。以下同じ。）をする者は、当該申立てをする際、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送付しなければならない。
- 5 裁判所は、必要があると認めるときは、実行手続開始の申立てその他の実行手続に関する申立てをした者に対し、債務者の財産に属する権利で登記又は登録がされたものについての登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面を提出させることができる。

（通知先住所等の情報の裁判所への提供）

第三条 裁判所は、実行手続における通知、送達又は期日の呼出し（以下この項において「通知等」という。）をするため必要があるときは、債務者又は管財人に対し、通知等を受けるべき者の住所（郵便番号を含む。）及び電話番号等その他の通知等の実施に必要な情報の提供を求めることができる。この場合においては、通知等を受けるべき者が自己に関する情報の開示を求める場合を除き、何人も、その提供された情報の開示を求めることができない。

2 前項の規定は、法第一百五十七条第四項の規定による意見の聴取をするため必要がある場合について準用する。

(管財人による通知事務等の取扱い)

第四条 裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、管財人の同意を得て、管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。

(通知等を受けるべき場所の届出)

第五条 申立債権を有する者又は劣後債権者（以下この条において「申立債権を有する者等」という。）が書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出し（以下この条において「通知等」という。）を受けるべき場所（日本国内に限る。）を届け出たときは、実行手続において、当該申立債権を有する者等に対して書面を送付する方法によってする通知等は、当該届出に係る場所（当該申立債権を有する者等が第二十六条第一項の規定により通知等を受けるべき場所の変更を届け出た場合にあつては、当該変更後の場所）においてする。

2 前項に規定する通知等を受けるべき場所の届出をしない申立債権を有する者等が法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百四条第一項の規定により書類の送達を受けるべき場所を届け出たときは、当該申立債権を有する者等に対する前項に規定する通知等は、当該届出に係る場所においてする。

3 前二項の規定により申立債権を有する者等に対してされた通知等が到達しなかったときは、当該申立債権を有する者等に対し、その後の通知等をするを要しない。ただし、法第七十一条第一項（法第百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十六条第三項、第百七十八条第二項及び第百八十四条の規定による通知については、この限りでない。

4 裁判所又は裁判所書記官が前項本文の規定により申立債権を有する者等に対する通知等をしていないときは、裁判所書記官は、当該申立債権を有する者等に対してされた通知等が到達しなかった旨を記録上明らかにしなければならない。

(調書)

第六条 実行手続における調書（口頭弁論の調書を除く。）は、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

(公告事務の取扱者・法第七十五条)

第七条 公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

(官庁等への通知)

第八条 実行手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、債務者の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を管轄する税務署

の長並びにその本店の所在地の属する都道府県及び市町村（特別区を含む。）の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 営業又は事業に係る許認可等（法第一百五十九条第一項に規定する許認可等をいう。以下この項及び第四十条において同じ。）を受けた債務者について実行手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該許認可等をした行政庁（許認可等があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。同条において同じ。）に通知しなければならない。官庁その他の機関の許可（免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。）がなければ設立することができない債務者について実行手続開始の決定があったときにおける当該機関についても、同様とする。
- 3 破産事件、再生事件又は更生事件が係属している債務者について実行手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該事件が係属する裁判所に通知しなければならない。
- 4 前三項の規定は、法第八十六条第一項の規定により実行手続開始の申立てが取り下げられたとき、実行手続開始の決定を取り消す決定が確定したとき、法第八十九条第一項若しくは第九十条第六項の規定による実行手続廃止の決定が確定したとき又は法第九十一条第一項の規定による実行手続終結の決定があったときについて準用する。

（事件に関する文書等の閲覧等・法第七十六条）

第九条 法第七十六条の規定は、この規則（この規則において準用する他の規則を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下「文書等」という。）について準用する。

- 2 法第七十六条（前項において準用する場合を含む。）の規定による文書等の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求は、当該請求に係る文書等を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。
- 3 第一条第四項の規定により書面の写しが提出された場合には、当該書面の閲覧又は謄写は、提出された写しによってさせることができる。
- 4 第十一条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書等から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。
- 5 第十一条第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたもの

によってさせることができる。

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第八十条)

第十条 法第八十条第一項の申立ては、支障部分を特定してしなければならない。

2 前項の申立ては、当該申立てに係る文書等の提出の際にしなければならない。

3 第一項の申立てをすときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

4 法第八十条第一項の規定による決定においては、支障部分を特定しなければならない。

5 前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定により特定された支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにより特定された支障部分と当該決定により特定された支障部分とが同一である場合は、この限りでない。

6 法第八十条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から同条第一項の規定による決定により特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7 前条第三項の規定は、第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたものが提出された場合について準用する。

(民事訴訟規則及び民事執行規則の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第一百五十五条の二、第一百五十五条の三、第一百八条第二項、第一百十二条第三項及び第四項、第一百二十四条第四項、第一百三十一条、第一百三十二条第三項、第一百三十五条の二、第一百三十七条第三項及び第四項、第一百四十三条第三項、第一百四十九条の二第三項、第一百四十九条の三、第一百五十一条の二、第一百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 2 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第五条から第七条の二まで、第十条及び第十五条の二の規定は、実行手続について準用する。

## 第二章 実行手続開始の申立て

（実行手続開始の申立書の記載事項・法第八十四条）

第十二条 実行手続開始の申立書には、法第八十四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申立人の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 二 実行手続開始の申立てに係る債務者の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 申立ての趣旨

第十三条 実行手続開始の申立書には、法第八十四条第一項各号及び前条各号に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項のうち申立人が知らず、かつ、知ることが著しく困難なものについては、この限りでない。

- 一 法第八十四条第三項各号に掲げる事項
- 二 債務者の主たる営業所（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所）の所在地
- 三 債務者の財産に関してされている他の手続又は処分申立人に知れているもの
- 四 管財人の選任その他実行手続に関して申立人の意見があるときは、その意見
- 五 債務者について次のイ又はロに掲げる者があるときは、当該イ又はロに定める事項
  - イ 債務者の使用人で組織する労働組合 当該労働組合の名称、主たる事務所の所在地、組合員の数及び代表者の氏名
  - ロ 債務者の使用人の過半数を代表する者 当該者の氏名及び住所
- 六 法第七十一条第三項から第五項までに規定する執行事件があるときは、当該執行事件が係属する裁判所、当該執行事件の表示及び当該執行事件における債務者の商号
- 七 債務者について第八条第二項の規定による通知をすべき行政庁又は機関があるときは、その名称及び所在地
- 八 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号等
- 九 申立債権を有する者の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号等
- 十 申立債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、その旨
- 十一 申立債権に関し訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

（実行手続開始の申立書の添付書類・法第八十四条）

第十四条 実行手続開始の申立書には、債務者の登記事項証明書及び次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち申立人が保有しておらず、かつ、申立人において入手し、又は作成することが著しく困難なものについては、この限りでない。

一 債務者の定款

二 実行手続開始の申立ての日前三年以内に法令の規定に基づき作成された債務者の貸借対照表及び損益計算書

三 債務者が労働協約を締結し、又は就業規則を作成しているときは、当該労働協約又は就業規則

四 配当債権者等（法第七十条第十五項に規定する配当債権者等をいう。第十八条第二項及び第五十条第一項において同じ。）となることが見込まれる者の氏名又は名称及び配当債権者となることが見込まれる者の有する債権の内容を記録した一覧表

五 申立債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）。第二十四条第三項において同じ。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第二十四条第三項において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面

六 債務者の財産目録

（実行手続開始の申立人に対する資料の提出の求め）

第十五条 裁判所は、実行手続開始の申立てをした者又はしようとする者に対し、実行手続開始の申立書及びこの規則の規定により当該申立書に添付し又は提出すべき書類のほか、実行手続開始の決定がされたとすれば配当債権となるべき債権及び債務者の財産の状況に関する資料その他実行手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（費用の予納・法第八十五条）

第十六条 法第八十五条第一項の金額は、債務者の事業の内容、資産及び負債その他の財産の状況、配当債権者となることが見込まれる者の数その他の事情を考慮して定める。

第三章 実行手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一節 実行手続開始の決定

(実行手続開始の決定の裁判書等・法第八十七条)

第十七条 実行手続開始の申立てについての裁判は、裁判書を作成してしなければならない。

2 実行手続開始の決定の裁判書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(劣後債権の届出をすべき期間等・法第八十八条)

第十八条 次の各号に掲げる期間は、特別の事情がある場合を除き、それぞれ当該各号に定める範囲内で定めるものとする。

一 劣後債権の届出をすべき期間 実行手続開始の決定の日から二週間以上四月以下（知れている劣後債権者で日本国内に住所、居所、営業所又は事務所がないものがある場合には、四週間以上四月以下）

二 配当債権の調査をするための期間 その期間の初日と前号の期間の末日との間には一週間以上四月以下の期間をおき、一週間以上二月以下

2 裁判所は、法第八十八条第二項の決定をしたときは、管財人が、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法であって裁判所の定めるものにより、法第八十六条第三項本文、法第八十九条第四項本文において準用する同条第三項（第一号に係る部分に限る。）、法第九十条第三項本文及び第九十一条第五項本文の規定により通知すべき事項の内容を配当債権者等が知ることができる状態に置く措置を執るものとすることができる。

## 第二節 管財人

(管財人の選任等・法第百九条)

第十九条 裁判所は、管財人を選任するに当たっては、その職務を行うに適した者を選任するものとする。

2 法人が管財人に選任された場合には、当該法人は、役員又は職員のうちから管財人の職務を行うべき者を指名し、指名された者の氏名を裁判所に届け出るとともに、債務者に通知しなければならない。

3 裁判所書記官は、管財人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

4 裁判所書記官は、管財人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該管財人が債務者に属する不動産についての権利に関する登記を申請するために登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該管財人に係る前項に規定する書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

5 管財人は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

(管財人に対する監督等・法第百十条)

第二十条 裁判所は、報告書の提出を促すことその他の管財人に対する監督に関する事務を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(進行協議)

第二十一条 裁判所と管財人は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、実行手続の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

(管財人の報酬等・法第二百二十三条)

第二十二条 裁判所は、管財人又は管財人代理の報酬を定めるに当たっては、その職務と責任にふさわしい額を定めるものとする。

(財産の価額の評定に関する資料の提出・法第二百二十五条)

第二十三条 裁判所は、管財人に対し、次に掲げる書類であって実行手続の円滑な進行を図るため利害関係人の閲覧に供する必要性が高いと認めるものを提出させることができる。

- 一 法第二百二十五条第一項の規定による評定の基礎となった資料
- 二 前号の評定において用いた資産の評価の方法その他の評定の方法を記載した書面

## 第四章 配当債権

### 第一節 劣後債権等の届出

(劣後債権の届出の方式・法第三百三十二条)

第二十四条 法第三百三十二条第三号の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 劣後債権者及び代理人の氏名又は名称及び住所
  - 二 実行手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）
  - 三 執行力ある債務名義又は終局判決のある劣後債権であるときは、その旨
  - 四 劣後債権に関し実行手続開始当時訴訟が係属するとき（租税等の請求権等（法第一百五十六条第一項に規定する租税等の請求権等をいう。以下この号において同じ。）である劣後債権にあつては、訴訟又は行政庁に係属する事件があるとき）は、その訴訟が係属する裁判所（租税等の請求権等である劣後債権にあつては、その訴訟又は事件が係属する裁判所又は行政庁）、当事者の氏名又は名称及び事件の表示
- 2 劣後債権の届出書には、劣後債権者の郵便番号、電話番号等その他実行手続における通知、送達又は期日の呼出しを受けるために必要な事項として裁判所が定めるものを記載するものとする。
  - 3 劣後債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し若しくは電子判決書に記録されている事項

を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

- 4 劣後債権者が代理人をもって劣後債権の届出をする場合には、第二項に規定する届出書に、代理権を証する書面を添付しなければならない。

(劣後債権の届出書の写しの添付等)

第二十五条 劣後債権の届出をするときは、届出書のほか、その写しを提出しなければならない。

- 2 前項の規定により届出書の写しが提出されたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該写しを管財人に送付しなければならない。

(届出事項の変更)

第二十六条 配当債権者は、その有する配当債権について、届け出た事項（申立債権にあっては、法第八十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第十三条第九号から第十一号までに掲げる事項）の変更（配当債権の消滅を含む。以下この条において同じ。）であって他の配当債権者の利益を害しないものが生じた場合には、遅滞なく、当該変更の内容及び原因を裁判所に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出をする場合の届出書について準用する。
- 3 管財人は、第一項に規定する変更が生じたことを知っている場合には、当該変更の内容及び原因を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出書に、証拠書類の写しを添付しなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による届出があった場合には、裁判所書記官は、当該届出の内容を配当債権者表に記載するものとする。

(債権届出期間経過後の届出等の方式・法第百三十三条等)

第二十七条 法第百三十三条第一項の規定による届出をするときは、劣後債権の届出書には、同項の事由及びその事由が消滅した日をも記載しなければならない。

- 2 法第百三十三条第三項の規定による届出をするときは、劣後債権の届出書には、当該届出をする劣後債権が生じた日をも記載しなければならない。
- 3 法第百三十三条第四項の変更の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 変更の内容及び原因
  - 二 法第百三十三条第四項の事由及びその事由が消滅した日
- 4 第二十五条及び前条第四項の規定は、前項の届出書について準用する。

(届出名義の変更の方式・法第百三十四条)

第二十八条 届出名義の変更の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出名義の変更を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二 実行手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

三 取得した権利並びにその取得の日及び原因

2 前項の届出書には、証拠書類の写しを添付しなければならない。

3 第二十四条第二項及び第四項、第二十五条並びに第二十六条第四項の規定は、第一項の届出書について準用する。

（租税等の請求権の届出の方式・法第百三十六条）

第二十九条 租税等の請求権（法第七十条第十八項に規定する租税等の請求権をいい、劣後債権であるものを除く。第四十八条第二項において同じ。）の届出書には、法第百三十六条第一項に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出に係る請求権を有する者の名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二 実行手続開始当時届出に係る請求権に関する訴訟又は行政庁に係属する事件があるときは、その訴訟又は事件に係属する裁判所又は行政庁、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

2 第二十四条第二項及び第四項並びに第二十五条の規定は、前項の届出書について準用する。

## 第二節 配当債権の調査及び確定

（配当債権者表の記載事項・法第百三十七条）

第三十条 法第百三十七条第二項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 配当債権者の氏名又は名称及び住所

二 執行力ある債務名義又は終局判決のある配当債権であるときは、その旨

（認否のための証拠書類の送付等・法第百三十九条等）

第三十一条 管財人は、認否をするため必要があるときは、申立債権者等（法第百四十条第一項に規定する申立債権者等をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）に対し、申立債権及び届出をした配当債権に関する証拠書類の送付を求めることができる。

2 管財人は、認否書の提出後に法第百三十九条第一項各号（特定被担保債権にあっては、同項第一号）に掲げる事項（法第百三十三条第四項の規定により変更があった場合にあっては、変更後の法第百三十九条第一項各号（特定被担保債権にあっては、同項第一号）に掲げる事項）についての認否を認める旨に変更する場合には、当該変更の内容を記載した書面を裁判所に提出するとともに、当該変更に係る配当債権を有する配当債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

（異議の方式等・法第百四十条等）

第三十二条 申立債権者等が法第百四十条第一項又は第百四十一条第四項の規定により書面で異

議を述べるには、当該書面には、異議の内容のほか、異議の理由を記載しなければならない。債務者が法第四百四十条第二項又は第四百四十一条第四項の規定により書面で異議を述べる場合についても、同様とする。

- 2 裁判所書記官は、前項前段に規定する異議があったときは、当該異議に係る配当債権を有する配当債権者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、申立債権者等が第一項前段に規定する異議を撤回する場合及び債務者が同項後段に規定する異議を撤回する場合について準用する。
- 4 法第四百四十条第四項（法第四百四十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法により法第四百四十条第三項（法第四百四十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による送達をしたときは、裁判所書記官は、送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を記載した書面を作成しなければならない。

（特別調査期間に関する費用の予納を命ずる処分方式・法第四百四十二条）

第三十三条 法第四百四十二条第一項の規定による処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

（配当債権の確定に関する訴訟の目的の価額・法第四百四十五条等）

第三十四条 配当債権の確定に関する訴訟の目的の価額は、配当の予定額を標準として、受訴裁判所が定める。

（価額決定の申立ての方式等・法第四百四十六条）

第三十五条 価額決定の申立てをした劣後債権者は、管財人に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 価額決定の申立てをする劣後債権者が法第四百四十七条第一項に規定する財産（次条並びに第三十八条第一項及び第三項において「財産」という。）の評価をした場合において当該評価を記載した文書を保有するときは、裁判所に対し、その文書を提出するものとする。

（価額決定の申立てに関する書面の提出）

第三十六条 裁判所は、価額決定の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、管財人に対し、次に掲げる書面を提出させることができる。

- 一 財産が土地であるときは、その土地に存する建物の登記事項証明書
- 二 財産が建物であるときは、その存する土地の登記事項証明書
- 三 財産が不動産であるときは、当該不動産（当該不動産が土地であるときはその土地に存する建物を、当該不動産が建物であるときはその存する土地を含む。）に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面及び同条第一項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記

録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)

四 財産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

五 財産について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録されている価格があるときは、当該価格を証する書面

(評価人に対する協力)

第三十七条 法第百四十七条第一項の規定により評価人が選任された場合には、管財人、価額決定の申立てをした劣後債権者及び法第百四十六条第一項に規定する価額異議者等は、評価人の事務が円滑に処理されるようにするため、必要な協力をしなければならない。

(財産の評価の基準等・法第百四十七条)

第三十八条 評価人は、財産が不動産である場合には、その評価をするに際し、当該不動産の所在する場所の環境、その種類、規模、構造等に応じ、取引事例比較法、収益還元法、原価法その他の評価の方法を適切に用いなければならない。

2 民事執行規則第三十条第一項の規定は、評価人が不動産の評価をした場合について準用する。

3 第一項の規定は財産が不動産でない場合について、民事執行規則第三十条第一項（第四号及び第五号に係る部分を除く。）の規定は評価人が不動産でない財産の評価をした場合について準用する。

## 第五章 換価

(営業又は事業の譲渡許可に際しての報告事項等・法第百五十七条)

第三十九条 法第百五十七条第一項の許可を得ようとする管財人は、当該許可に係る営業又は事業の譲渡により譲渡される権利に登記又は登録がされているものがあるときは、裁判所に対し、その権利の内容を書面により明らかにしなければならない。

2 法第百五十七条第四項各号に掲げる者が同条第一項の許可について意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面でしなければならない。

(許認可等の承継許可の申立て等・法第百五十九条)

第四十条 法第百五十九条第一項の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該申立てに係る許認可等の内容

二 当該申立てに係る許認可等を受けた年月日及び当該許認可等をした行政庁

2 法第百五十九条第一項の申立ては、当該申立てに係る許認可等があったことを証する書類を添付してするものとする。

- 3 法第百五十九条第一項の申立てに係る許認可等をした行政庁が当該許認可等の承継について意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面でしなければならない。

## 第六章 配当

### 第一節 通則

#### (配当実施の報告)

第四十一条 管財人は、配当をしたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に書面で報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告書には、企業価値担保権者及び法第百六十九条第一項に規定する届出をした配当債権者に対する配当額の支払を証する書面の写しを添付しなければならない。

### 第二節 最後配当

#### (配当許可に際しての報告事項・法第百六十九条)

第四十二条 管財人は、法第百六十九条第二項の規定による許可を得ようとするときは、最後配当をすることができるの見込まれる額並びに債務者の業務及び財産に関する経過及び現状を裁判所に書面で報告しなければならない。

#### (配当の通知の到達に係る届出の方式・法第一百七十一条)

第四十三条 法第一百七十一条第三項の規定による届出をする場合の届出書には、同条第一項の規定による通知の方法及びその通知を発した日をも記載しなければならない。

#### (配当表に対する異議に関する通知・法第一百七十五条)

第四十四条 裁判所書記官は、法第一百七十五条第一項の規定による異議の申立てがあったときは、遅滞なく、その旨を管財人に通知しなければならない。

### 第三節 簡易配当

#### (簡易配当についての異議の方式等・法第一百七十八条等)

第四十五条 法第一百七十八条第一項第二号に規定する異議の申述は、書面でしなければならない。

- 2 前項の異議の申述があったことにより法第一百七十八条第一項の規定による許可をすることができないこととなったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を管財人に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、法第一百八十条後段に規定する異議の申述について準用する。

(最後配当に関する規定の準用)

第四十六条 前節の規定は、簡易配当について準用する。この場合において、第四十二条中「法第百六十九条第二項」とあるのは「法第百七十八条第一項」と、第四十三条中「法第百七十一条第三項」とあるのは「法第百七十八条第四項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

#### 第四節 同意配当

(最後配当の許可に関する規定の準用)

第四十七条 第四十二条の規定は、法第百八十二条第一項の規定による許可について準用する。

#### 第五節 中間配当

(配当率の報告・法第百八十四条)

第四十八条 管財人は、法第百八十四条の規定により配当率を定めたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に書面で報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告書には、特定被担保債権、劣後債権及び租税等の請求権をそれぞれ区分して配当率を記載しなければならない。

(最後配当に関する規定の準用)

第四十九条 第二節の規定は、中間配当について準用する。この場合において、第四十二条中「法第百六十九条第二項」とあるのは、「法第百八十三条第二項」と読み替えるものとする。

#### 第七章 実行手続の終了

(実行手続廃止についての意見申述の方式・法第百八十九条)

第五十条 法第百八十九条第一項の規定により配当債権者等が意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面でしなければならない。

- 2 前項の書面には、意見の理由をも記載しなければならない。

#### 第八章 雑則

(法第二百一条第一項の規定による参加の申出書の送達等・法第二百一条等)

第五十一条 民事訴訟規則第二十条第二項の規定は、法第二百一条第一項及び第二項並びに第二百五条第一項及び第二項の規定による参加の申出書の送達について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、法の施行の日（令和八年五月二十五日。次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

### (実行手続の電子化等に伴う経過措置)

第二条 施行日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（次条において「整備法施行日」という。）の前日までの間は、第五条第二項及び第九条第五項中「法第八十一条第一項」とあるのは、「法附則第八条」とする。

第三条 施行日から整備法施行日の前日までの間の実行手続における催告、送達すべき書類、公示送達、裁判書の方式、即時抗告、宣誓、調書、更正決定の方式及び費用の予納については、次条から附則第十三条までの規定を適用する。

### (催告)

第四条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

### (送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第五条 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

### (呼出状の公示送達)

第六条 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

### (決定及び命令の方式)

第七条 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

### (申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第八条 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第九条 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第十条 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第十一条 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第四百十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(更正決定の方式)

第十二条 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第十三条 法附則第八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法附則第八条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(民事訴訟費用等に関する規則の一部改正)

第十四条 民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項ハ中「又は会社更生法」を「、会社更生法」に改め、「第二百二十七条第一号」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二百二十七条第一号」を加え、同項ニ中「又は同法」を「、同法」に改め、「更生債権等査定申立て」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律第一百四十四条第一項の規定による配当債権査定申立て」を加え、同表の六の項中「又は会社更生法」を「、会社更生法又は事業性融資の推進等に関する法律」に改める。

別表（第十一条関係）

上欄	中欄	下欄
第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第二百二十二条の二第二項及び第二百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十四条の七第二項、第	電子調書	調書

七十二條、第七十六條、第一百十六條第三項、第一百十八條第二項、第二百二十二條の二第二項、第二百二十二條の三第二項、第四百二十二條及び第四百四十六條第一項		
第四十七條第一項及び第四十七條の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七條の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八條第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十條の二	電子決定書（法第二百二十二條（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二條（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であつて、決定に係るものをいう。第六十七條（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第六十條（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六條第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六條第三項	当該電子調書に記録すると	付記して認印しなければ

	もに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第二百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所

		において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して 電子調書	執行事件の記録に添付して 調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以 下「電子速記録」という。 ）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	執行事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成さ れた電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前 段	記録した電磁的記録を作成 し、これをファイルに記録 しなければ	記載した調書を作成し、記 名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書につい て、第五十五条（訴状の添付 書類等）第三項及び第四項の 規定は前項の書証の写しの添 付	第四項（第一号に係る部分に 限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付し なければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び企業価値担保権実 行手続規則附則第九条
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事 項等）	企業価値担保権実行手続規則 第十一条第一項において読み 替えて準用する第百八条第一 項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同

		規則附則第九条第一項及び第二項
第四百二十二条	記録すべき	記載すべき
第四百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第四百四十六条第二項及び第四百五十一条	第四百二十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	企業価値担保権実行手続規則第十一条第一項において読み替えて準用する第四百二十二条及び同規則附則第十一条
	電子調書について	調書について
第四百四十七条	第一項から第三項まで及び第四百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第三百三十七条第三項及び第四項並びに第四百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び企業価値担保権実行手続規則附則第十一条の規定
第四百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第四百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第四百四十九条の四	提出等)	提出等)並びに企業価値担保権実行手続規則附則第十一条
	読み替える	、企業価値担保権実行手続規則附則第十一条中「同条の文書の写し」とあるのは「第十一条第一項において読み替えて準用する同規則第四百四十九

		条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第八十四条及び第八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三	抗告提起通知書

	百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。)	
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書